

VI 生活保護課の業務概要

生活保護課では、生活保護法に関する事務、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金の支給事務を実施している。

1 生活保護

(1) 生活保護制度

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じ、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的としている。

保護は、資産や働く能力などのすべてを活用しても、なおかつ生活できない場合に行われ、その困窮の程度に応じて保護費が支給される。

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の 8 種類の扶助に分かれており、保護を受ける世帯の状況に応じて必要な扶助が適用される。

当センターは、印旛郡管内の酒々井町・栄町について、生活保護の実施機関として、業務を行っている。

(2) 管内の保護動向

ア 被保護世帯・人員・保護率

被保護世帯及び被保護者の動向を令和 3 年度と比較すると、被保護世帯は 273 世帯となり 10 世帯 3.8%増加、被保護人員は 337 人となり 11 人、3.4%増加、保護率は 0.37 ポイント増加し 8.42%となっている。

表 1 - (2) - ア 過去 3 年間の被保護世帯・人員・保護率の推移

年 度	管内人口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率 (% (ハ゜-ミル))
3 年度	40,476	263	326	8.05
4 年度	40,112	269	336	8.37
5 年度	40,037	273	337	8.42
伸び率 (5/3)%	98.9	103.8	103.4	—

※ 1 管内人口は各年 10 月 1 日現在の毎月常住人口調査

※ 2 被保護世帯数、被保護人員は被保護者調査による年度平均値

イ 被保護世帯の類型

令和 5 年度における被保護世帯の類型別構成比は、高齢者世帯 56.4% (154 世帯)、傷病・障害者世帯 26.7% (73 世帯)、母子世帯 3.3% (9 世帯)、その他世帯 13.6% (37 世帯) となっており、高齢者世帯が半数以上を占めている。

なお、82.4%が単身世帯である。

表 1 - (2) - イ 被保護世帯類型の年度別推移

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	伸び率 (5/3)	
合 計	世帯(世帯)	263	269	273	103.8	
単 身 世 帯	高 齢 者	世帯(世帯)	144	140	141	97.9
		割合(%)	54.8	52.0	51.6	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	55	58	62	112.7
		割合(%)	20.9	21.6	22.7	-
	そ の 他	世帯(世帯)	18	22	22	122.2
		割合(%)	6.8	8.2	8.1	-
小 計	世帯(世帯)	217	220	225	103.7	
	割合(%)	82.5	81.8	82.4	-	
2 人 以 上 の 世 帯	高 齢 者	世帯(世帯)	11	12	13	118.1
		割合(%)	4.2	4.4	4.8	-
	母 子	世帯(世帯)	9	11	9	100
		割合(%)	3.4	4.1	3.3	-
	傷病・障害	世帯(世帯)	7	8	11	157.1
		割合(%)	2.7	3.0	4.0	-
	そ の 他	世帯(世帯)	19	18	15	78.9
		割合(%)	7.2	6.7	5.5	-
	小 計	世帯(世帯)	46	49	48	104.3
		割合(%)	17.5	18.2	17.6	-

※ 1 被保護者調査による年度平均値

ウ 保護開始及び廃止の状況

令和 5 年度の保護の開始件数 30 件の理由別内訳は、傷病によるもの 12 件 (40%)、貯金等の減少・喪失によるもの 11 件 (36.6%)、仕送りの減少によるもの 2 件 (6.7%)、その他稼働収入の減少 (失業含む) によるもの 4 件 (13.3%)、ケース移管によるもの 1 件 (3.3%)、となっている。また、廃止件数 43 件の理由別の内訳は、死亡によるもの 18 件 (41.9%)、稼働収入の増加によるもの 6 件 (14.0%)、社会保障給付金の増加によるもの 1 件 (2.3%)、失踪 1 件 (2.3%)、他法による施設入所 1 件 (2.3%) ケース移管によるもの 5 件 (11.6%)、その他 11 件 (25.6%) となっている。

表 1 - (2) - ウ 保護の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
面接・相談件数 (件)	57	52	43
申請件数 (件)	43	44	38
開始件数 (件)	41	38	30
廃止件数 (件)	24	31	43

(3) 実施体制及び訪問活動

令和 5 年度の実施体制は、査察指導員 1 人、現業員 4 人の 5 人体制である。訪問活動の状況は、年間訪問計画 1,246 件に対して 1,258 件、延べ日数にして 281 日実施となった。現業員 1 人当たりの月間実績は、訪問件数 26.2 件、訪問日数 5.9 日である。

表 1 - (3) 福祉事務所の実施体制及び訪問活動の状況

年 度	被保護世帯数 (実数) 4.1 現在世帯	実施体制(4月1日現在)					訪問活動の状況					
		査察指導員		現業員			訪問延件数		訪問延日数	過地区一担当員の延	地区担当員 1 人当たりの月間訪問実績	
		標準数	現員	標準数	現員		計画件	実績 A 件			実績 B 日	C 人
					専任面接員	地区担当員						
人	人	人	人	人	人	件	件	日	人	件	日	
3 年度	251	1	1	4	-	4	1,157	963	366	48	20.1	7.6
4 年度	268	1	1	4	-	4	1,223	1,339	357	48	27.9	7.4
5 年度	275	1	1	4	-	4	1,246	1,258	281	48	26.2	5.9

(4) 生活保護費の支出状況

令和4年度と比較すると、生活扶助費が509,226円増加しており、全体で3,085,363円減少となっている。

表1-(4) 令和5年度生活保護費の支出状況

区 分	支出額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活扶助費	148,758,227	62.5	衣食その他日常生活費
住宅扶助費	79,761,907	33.5	家賃・地代・住宅補修費
教育扶助費	986,852	0.4	学用品・教材費・給食費
介護扶助費	33,149	0	介護費・福祉用具費
医療扶助費	2,953,589	1.2	検診料・移送費等
出産扶助費	0	0	分娩料・衛生材料費
生業扶助費	364,474	0.2	生業資金・技能習得費
葬祭扶助費	1,352,083	0.6	葬祭費・検案料・火葬費用
小 計	234,210,281		
就労自立給付金	113,950	0	就労自立者に対する給付金
進学準備給付金	0	0	大学等進学準備のための給付金
施設事務費	3,694,680	1.6	救護施設事務費
合 計	238,018,911		

2 中国残留邦人等に対する支援給付

(1) 支援給付制度

支援給付制度は、中国残留邦人等本人とその特定配偶者の生活の安定を目的とし、平成20年4月1日から法律に基づき開始された制度で、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない場合に支給されるものである。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用するが、一部については中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされている。

(2) 管内の給付状況

ア 被給付世帯数・人員

平成26年以降、新たに支援給付を開始した世帯はなく、令和2年度に1件が廃止となった以降の増減はない。

表2-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯・人員の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数(世帯)	2	2	2
人員(人)	2	2	2

※1 福祉行政報告例による年度平均値

イ 支援給付開始及び廃止の状況

令和3年度以降に支援給付を開始及び廃止した世帯はない。

表2-(2)-イ 支援給付の開始・廃止等の年度別推移

区 分	年 度 別 推 移			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
開 始	世帯数(世帯)	-	-	-
	人員(人)	-	-	-
廃 止	世帯数(世帯)	-	-	-
	人員(人)	-	-	-

(3) 支援給付金の支出状況

令和4年度と比較すると、生活支援給付金が21,606円増加しており、全体で38,895円増加となっている。

表2-(3) 令和5年度支援給付金の支出状況

区 分	支出額 円	構成比 %	扶助費の主な内容
生活支援給付	1,808,939	53.7	衣食その他日常生活費
住宅支援給付	721,200	21.4	家賃・地代・住宅補修費
介護支援給付	0	0	介護費・福祉用具費
医療支援給付	309,975	9.2	検診料・移送費等
出産支援給付	0	0	分娩料・衛生材料費
生業支援給付	0	0	生業資金・技能習得費
葬祭支援給付	0	0	葬祭費・検案料・火葬費用
配偶者支援金	528,396	15.7	特定配偶者に支援給付に加え支給
合 計	3,368,510		

3 生活困窮者住居確保給付金

(1) 給付金制度

給付金制度は、離職等により経済的に困窮した者であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、又は喪失する恐れのある方に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住宅と就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的とした制度である。

令和元年に1世帯の給付であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月20日から支給対象を拡大したことから、大幅に給付世帯数が増加した。令和5年度は給付世帯数が減少し2世帯となっている。

2) 管内の給付状況

ア 給付世帯数

表3-(2)-ア 過去3年間の被給付世帯の推移

区 分	年 度 別 推 移		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数(世帯)	43	12	2